

栃木県文化財保護審議会に対する諮問及び答申について

(H30. 1. 9 文化財課)

1 諮 問

次の案件について、平成30年1月30日（火）に開催される標記審議会に対し、栃木県指定有形文化財の名称変更についての適否を諮問し、答申をいただく予定です。

【現況】

名称及び員数	種 別	所 在 地	所 有 者
木造 金剛夜叉明王坐像 1 軀	有形文化財（彫刻）	矢板市木幡1194	木幡神社

【変更案】

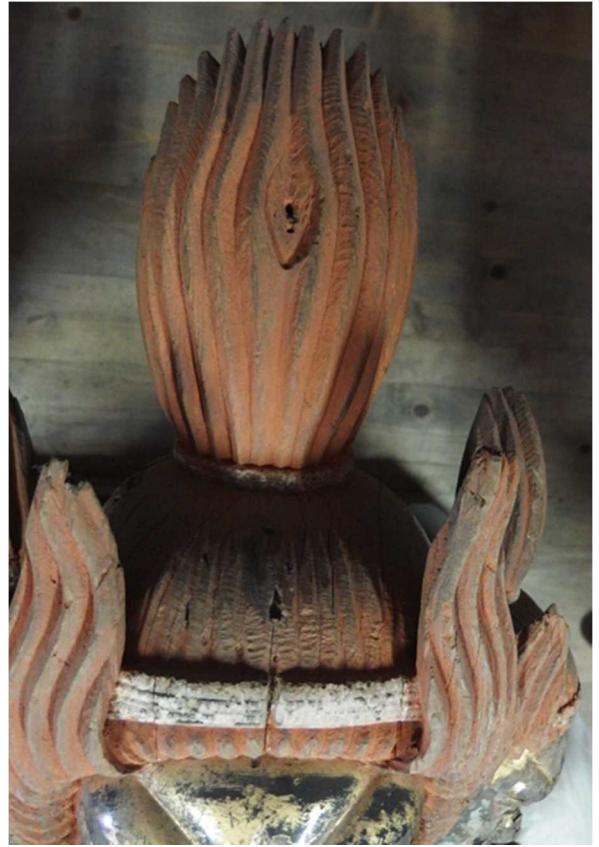
名称及び員数	種 別	所 在 地	所 有 者
木造 馬頭観音坐像 1 軀	有形文化財（彫刻）	矢板市木幡1194	木幡神社

栃木県指定文化財指定名称の変更に係る諮問理由

有形文化財の名称等	諮 問 理 由
<ul style="list-style-type: none"> ・ 名称及び員数 木造 金剛夜叉明王坐像 1 軀 ・ 所在地 矢板市木幡 1194 ・ 所有者 矢板市木幡 1194 木幡神社 ・ 年代又は時代 鎌倉地代 ・ 指定状況 昭和 48 年 7 月 24 日指定 有形文化財（彫刻） 	<p>本件は、昭和 48 年 7 月 24 日付けで、「木造 金剛夜叉明王坐像 1 軀」として栃木県有形文化財（彫刻）に指定されたが、その後の調査、研究の進展によって、金剛夜叉明王像ではなく馬頭観音菩薩像であると考えられるようになった。（矢板市教育委員会編『矢板市の仏像』）。</p> <p>それを受けて、この度あらためて詳細な調査と写真撮影行ったところ、本像が馬頭観音像であることが明らかになったため指定名称を変更することが必要であると思われることから、その可否について諮問するものである。</p>



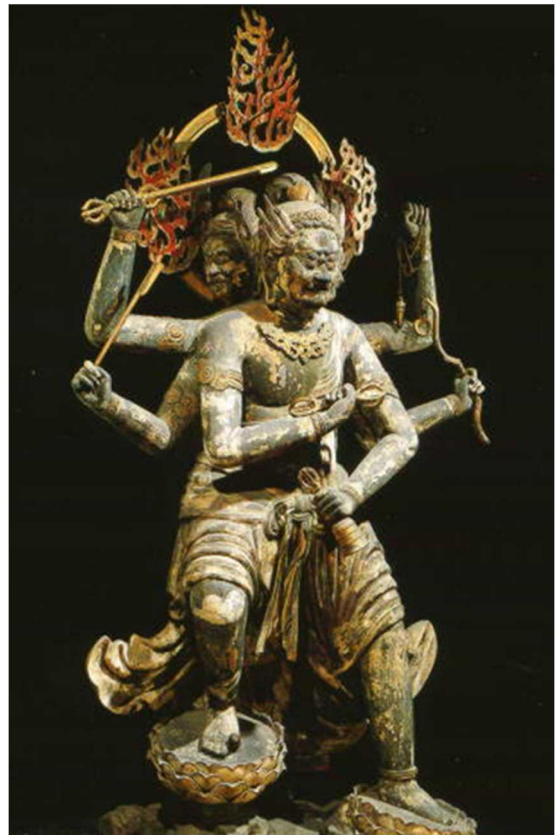
①木造 金剛夜叉明王坐像（現在の指定名称）



②天冠台上の馬頭冠亡失跡



③重文 木造 馬頭観音坐像（福井県 中山寺）



④国宝 金剛夜叉明王立像（京都府 東寺）